

第6章 高齢者を支える施策の充実

1. 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者を見守り、暮らしを支えるサービスの提供

高齢になっても、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、市社会福祉協議会等と連携し、高齢者等が地域から孤立することを防止する体制づくりに取り組みます。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することにより、日常生活に係る支援が必要な高齢者が急速に増えることが見込まれます。高齢者の世帯構成や心身の状態に合わせ、必要な支援を行います。

【主な事業】

○高齢者見守り事業

本市は、市社会福祉協議会等と連携し、一人暮らし高齢者等の見守り事業を実施します。見守りの対象となる65歳以上の一人暮らし高齢者等の情報を市社会福祉協議会へ提供し、市社会福祉協議会は校区社会福祉協議会の協力を得て、見守り活動を行います。見守りの対象となる人に関する緊急連絡先等の情報は、本人同意のもと台帳として整備し、けがや急病等による緊急搬送時に、消防や警察、病院等に提供します。平常時については、台帳に登録している人を民生委員・児童委員による見守りの対象とし、定期的に見守りを行います。

また、本市と市社会福祉協議会は、校区や行政区等の取組として実施する一人暮らし高齢者の集い等に対して、支援を行います。

○緊急通報装置貸与事業

心身の疾病等により自ら緊急連絡を行うことが難しい一人暮らしの高齢者等に、緊急通報装置を貸し出し、急病や災害等の緊急時に迅速、適切な対応を行う事業を実施します。利用者から緊急連絡を受けた時の対応としては、受託事業者が利用者に電話で確認し、状況により消防等へ通報します。

また、利用者に対して、定期的に受託事業者が電話で安否確認を行い、健康状態に関する相談等に対応します。

○糸島市高齢者SOSシステム

高齢者等が所在不明になったとき、糸島警察署、協力者及び協力事業者等が連携し、早期発見に努める事業です。

認知症等により所在不明になる可能性がある場合、家族等の同意を得て、事前に顔写真や特徴等の情報を登録し、糸島警察署と共有します。高齢者等が所在不

明になったとき、家族等からの搜索願を受けて、市、協力者、協力団体及び協理事業者等が搜索の協力を行います。事前登録者については、顔写真や特徴等を防災行政無線や防災メール等で情報を提供します。

○徘徊高齢者等位置検索サービス事業

認知症による見当識障害等が見られる高齢者等に携帯用端末を貸与し、所在不明となったとき、家族等がパソコンやスマートフォンで位置情報を検索することができるサービスを提供します。

○配食サービス事業

心身の機能低下により調理が困難な状況であり、見守りが必要な高齢者に対して、栄養バランスのとれた食事を提供するサービスです。食事の配送と併せて、利用者への食事の受け渡しによる安否確認を行います。

○軽度生活援助事業

在宅での自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態または要支援状態への進行を防止し、またはその軽減や悪化の防止を図るため、生活援助員を派遣し、高齢者の自宅の大掃除や庭木のせん定等を行います。そのままの状態を放置することが本人、または、近隣住民にとって危険である場合等に限り対象となります。

○高齢者等住宅改造助成事業

在宅で生活する高齢者等の自立を支援し、介護を行う家族等の負担軽減のため、住宅を改造する世帯に、改造費用の一部を助成する事業を行います。改造の対象となる場所は、玄関、廊下、階段、居室等、支援の対象となる高齢者が利用する部分に限ります。ただし、増築工事や介護保険を利用した住宅改修の対象となる工事は、この事業の助成対象とはなりません。

（２）その他の事業

高齢者の福祉の増進と敬老意識の高揚を図ることを目的として、以下の事業を実施していきます。

【主な事業】

○敬老金支給事業

多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者に対し、敬老祝金等を支給することによって敬老の意を表します。

2. 介護に取り組む家族等への支援

介護を行う家族等の身体的・精神的な負担は大きく、それが原因で高齢者虐待や家族の心身の不調等につながる恐れがあります。そのため、介護する家族の負担軽減と孤立防止を図るための事業等を実施し、介護家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

○介護用品給付サービス事業

要介護者認定を受け、居宅で生活する高齢者等に対して、紙おむつ等を給付します。受託業者が利用者の居住する自宅等に紙おむつ等を配達することで、介護者の負担軽減を図ります。

なお、国の制度改正に伴い、財源の確保を含め給付のあり方を検討し、令和3(2021)年度から5(2023)年度の間に対象要件や給付限度額等について、低所得世帯等の利用者への影響を十分に考慮しつつ見直しを行います。

○移送サービス事業

心身の障害や傷病等により、公共交通機関等の利用ができない状態である高齢者等を専用の移送用車両で移送し、病院受診等に係る負担の軽減を図ります。

実施区域は糸島市、福岡市及び佐賀県唐津市浜玉町とし、移送する場所は居宅等と医療機関等との間に限ります。利用者の状態に応じ、病院受診等につき添う介護者が移送車両に同乗することを認めます。

○緊急ショートステイ事業

家族等の見守りがいない状態で生活することが困難な高齢者（要介護・要支援認定者を除く）が、介護者の急病等により一時的に支援が受けられなくなったとき、特別養護老人ホームに短期間入所する事業を実施します。

○家庭介護者向け研修会

在宅での介護力を高めることを目的に介護技術や知識を学ぶ研修会を実施します。対象は、市内の在宅で介護をしている人や介護に関心がある人等です。

このような機会を通じ、介護に係る身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、家庭介護に関する知識や技術の普及を推進します。

3. 高齢者の尊厳の確保

(1) 成年後見制度の利用促進

認知症や精神障がい、その他の疾病等により、判断能力や意思決定能力が不十分な人は、財産管理や契約等に関して、不利益や財産侵害を受ける可能性があります。

このような判断能力の不十分な人が、尊厳を持ち自分らしい生活を送るためには、成年後見制度の利用が必要です。成年後見制度は、認知症高齢者等の権利擁護のほか、経済的虐待の発生予防・早期発見を図るうえでも、非常に重要な制度です。今後も引き続き成年後見制度の周知・啓発を図り、制度の利用を促進します。

また、多様なニーズに対応するため、成年後見人等の担い手として弁護士等の専門職に加え、市民後見人が活躍できるよう支援体制を整えます。

(2) 高齢者虐待防止対策等の推進

高齢者を取り巻く環境の変化に伴い、高齢者に対する虐待が社会問題となっています。また、高齢者の介護や支援を担うサービス事業所も多様化し、施設従事者等による高齢者虐待も増加しています。施設従事者等による高齢者虐待の問題は、施設等の組織運営の問題として、捉える必要があります。

虐待に該当する行為には、身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待等があります。行為によっては、虐待者、被虐待者がともに虐待と認識していない場合があります。また、家庭内又は施設内での行為であるため、外部からは発見されにくいものもあります。

高齢者虐待の発生予防・早期発見のためには、本市をはじめとして、介護サービス事業者、関係機関・団体、地域住民等が、高齢者虐待に関する正しい知識と理解のもとに高齢者虐待を発生させない体制整備に積極的に取り組むことが重要です。

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の責務等を踏まえ、医療・介護・保健・福祉等の関係機関・団体及び地域によるネットワークを構築し、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援を行います。

また、本市においては、糸島市人権教育・啓発基本指針に沿って、さまざまな人権教育・啓発の取組を推進しています。人権啓発を推進する関係団体等と連携し、高齢者虐待防止に向けた取組を進めます。

① 高齢者虐待に関する普及啓発

虐待を防止するためには、未然に防止するための対策が極めて重要となります。

地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の発生予防・早期発見の第一歩となることから、高齢者虐待に関する知識・理解の普及

啓発はとても重要です。高齢者虐待は誰にでも、どこの家庭にでも起こりうる身近な問題であるものと捉え、地域住民に対する高齢者虐待に関する普及啓発に取り組みます。養介護施設従事者等に対しては、集団指導の実施や研修会参加への促しを行い、適切なケアの実施と虐待の早期発見や市への通報義務等に関して、周知徹底を図ります。

養護者による高齢者虐待の主な発生要因については、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」となっていることから、主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談・支援体制を図り必要なサービスにつなぐ等虐待を未然に防止するための対策を継続して実施します。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因については、「教育知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっており、介護事業者等に対して、養介護施設従事者等への研修やストレス対策を計画的に行うよう指導します。

②高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者が安心して暮らし続けるためには、高齢者虐待を早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。民生委員・児童委員等から早めに相談・通報が寄せられるよう日常の見守りネットワークを構築することが重要です。

本市は「高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、市やセンター等の役割を明確にしています。それぞれの機関による虐待への対応能力の向上を図るとともに、関係機関が連携・協力しながら、高齢者虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めています。

今後も虐待（疑いを含む）に対して、センターを中心とした関係機関でケース会議を開催して対応するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

③高齢者虐待相談等窓口の周知

高齢者虐待の通報については、第一義的に市が責任を持つことが規定されており、センターは高齢者虐待の相談対応を行っています。

センターが高齢者虐待に関する身近な相談窓口であることの周知を図っていくとともに、虐待に係る相談に限らず、日常的な相談について、民生委員・児童委員、福祉委員等とセンターが行うことができる関係を構築します。

④通報(努力)義務の周知

高齢者虐待防止法では、高齢者福祉に関係のある団体や職員等は、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないと規定されています。また高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに虐待対応機関へ通報しなければなりません。

高齢者虐待の発生予防・早期発見を推進するため、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民に対して、通報（努力）義務の周知徹底を図ります。

⑤専門的人材の確保

高齢者虐待の発生予防・早期発見及び的確な援助が行われるためには、専門的な人材の確保及び資質の向上を図ることが重要です。また、介護施設・事業所等の従業者に対する専門的知識の普及も重要です。

このような観点から、介護サービス事業者、関係団体、関係機関等の職員に対する高齢者虐待防止に係る指導等に取り組んでいきます。

4. 高齢者の生きがいくりと健康づくり

高齢者の社会活動への参加は、生きがいくりと健康づくりにつながります。高齢者一人ひとりがこれまでの経験を地域の社会活動等に生かし、生きがいくりと健康づくりにつなぐことができる環境づくりが必要です。

その環境をつくるため、地域行事への参画、ボランティア活動、文化活動、スポーツ活動、就労等、高齢者がさまざまな社会活動へ参加できる場の拡充を図ります。このことは、高齢者健康寿命を延ばすことにもつながるという好循環を生み出すこととなります。また、友人や知人、近隣住民等と交流を持ち、生きがいくりや仲間づくりを行うことは、高齢者の支え合いにより活動的に暮らしていくことにもつながります。

(1) 健康づくりの推進

高血圧や糖尿病等の生活習慣病の重症化や加齢に伴うフレイルの進行は、要介護状態となる大きな要因となっています。そのため、高齢者への保健指導や介護予防事業を一体的に行い、生活習慣病やフレイルの予防、早期発見・早期治療による健康寿命の延伸を図ります。

【主な事業】

○健康管理体制の充実

生活習慣病の重症化を予防するためには、健診による生活習慣病の早期発見、適正な受診による継続的な治療が重要です。特定健康診査やがん検診等の受診勧奨を強化し、受診率の向上を図ります。また、糸島医師会等と連携し、かかりつけ医の重要性や適正受診に関する周知・啓発を行います。

○地域と連携した健康づくり事業の推進

コミュニティセンター等と連携し、地域の特性に合わせた健康づくり事業を行い、市民が自ら健康づくりに取り組む環境づくりを進めます。

○フレイル予防に関する知識の普及と保健指導の充実

保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が地域に出向き、簡易フレイルチェックを活用しフレイル予防に関する知識の普及を行います。

また、医療や介護、健康診断等の情報を基に、保健師が保健指導を行い、適切な受診や介護予防事業につなげるしくみを構築します。

○口腔保健の充実

糸島歯科医師会との連携により、歯科検診や健康教室、個別指導を行い、口腔機能を維持し、いつまでも自分の歯で食べることができるよう支援します。

(2) 生涯学習・スポーツの普及啓発

コミュニティセンター等を活用した地域コミュニティ活動については、自主的に行われているサークル活動に対する支援のほか、健康づくり、防犯等さまざまなテーマで高齢者教室を実施しています。また、市は市民向け講座等の実施に当たりボランティア団体、NPO※や九州大学等の連携・協働による事業を実施しています。

スポーツやレクリエーション活動については、健康運動指導士等による専門的な指導だけではなく、スポーツ推進委員やボランティア等の指導員の協力を得ながら体力測定会やニュースポーツ体験学習等の機会を提供します。

これらの活動は、高齢者が心の豊かさや生きがいを感じる機会になり、活動を通じての交流や仲間づくりによって、高齢者の支え合いの気持ちを育むことにつながります。

また、コミュニティセンターをはじめ、スポーツ施設、図書館、博物館等の生涯学習関連施設において、市民のニーズに対応したサービス提供を進めます。

※NPO…民間企業の営利活動とは違い、福祉・環境・まちづくり等のさまざまな分野において、ボランティア活動をはじめとする民間非営利団体のこと

【主な事業】

○生涯学習情報誌の発行

市内で開催されるイベント・講座・その他催しものの情報のほか、市内で活動するサークル・ボランティア団体や市内の生涯学習施設の情報を1冊にまとめた情報誌を発行し普及啓発に努めます。

○スポーツチャレンジ事業

スポーツ活動は心身の健康維持や仲間づくりにつながるため、ヤングシニア層を含む幅広い世代を対象としたスポーツに取り組むきっかけづくりを支援する事業を実施します。

○糸島市運動公園整備・管理運営事業

子供から高齢者まで多くの市民が多種目のスポーツを楽しめ、気軽に集え、防災意識が高まる運動公園を整備し、管理運営していきます。

（３）健康福祉施設等の有効利用

本市には、総合的な保健福祉対策の拠点としての機能を有する健康福祉センター「あごら」、「ふれあい」や、高齢者福祉施設「二丈苑」、介護予防センター「はつらつ館」等、高齢者の健康・福祉を推進するための施設があります。そのほか、コミュニティセンター等をはじめとする地域住民の相互交流及び地域コミュニティ活動の場となる施設もあり、生きがいつくりの拠点施設となっています。

これらの施設をさまざまな事業を展開する拠点とし、積極的な活用を進めます。健康福祉センター「あごら」、「ふれあい」及び高齢者福祉施設「二丈苑」については、設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に施設の管理を委託します。

また、必要に応じて、施設の活用方法の見直しの検討や施設情報の提供を行い、より多くの高齢者が施設を活用することができるよう支援します。

（４）シニアクラブ活動の推進

シニアクラブは「健康・友愛・奉仕」の活動を柱に、さまざまな事業を行っています。高齢者相互の支援活動や社会奉仕活動等の社会貢献を行っており、高齢になっても孤立せず、生きがいのある生活が続けるため、シニアクラブの存在は欠かせません。シニアクラブの活動が地域における仲間づくりや健康づくりにつながっています。

今後も、シニアクラブが地域で果たす役割等について、啓発活動を行うとともに、市シニアクラブ連合会事務局がクラブ未設置行政区への働きかけや会員拡大等の取組を行うことを支援します。

（５）ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、自らの意思で行う自発的な活動です。その活動は仲間づくりや新たな出会い、あるいは自らの能力を発揮して生きがいを得る手段の一つです。

高齢者自身も含めた多様な住民からなる自立支援のための仕組みとして、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える等、地域に密着したボランティア活動を支援します。

また、ボランティアの活躍を推進するため、住民へのボランティア活動に対する理解、必要性の周知を図るため啓発活動を行うとともに、市社会福祉協議会及びセンターと連携し、生活支援体制整備事業を推進します。

（6）就労支援

高齢者の生きがいづくりとして、就労支援は重要な取組の一つです。令和元年度高齢者の生活状況・健康状態調査結果では、生きがいを感じる主なものとして、「趣味活動」が最も多く、次いで「家族団らん」「仕事」となっており、「仕事」については、女性に比べ男性が生きがいを感じている人が多い結果となっています。

また、老後の生活の経済的な安定を求め、働くことを希望する高齢者も数多くいます。豊富な知識や経験を持つ高齢者は、企業や地域にとっても貴重な人材になると考えられます。

糸島市シルバー人材センターや糸島市ふるさとハローワーク等関係機関と連携し、高齢者の活躍の場を提供できる団体・組織と、活動を希望する高齢者のマッチング機能の強化等、高齢者の経験を生かすことができる就労を支援します。

5. 高齢者が安全に安心して住むことができるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して尊厳ある生活を継続するには、地域全体で支え合うまちづくりが必要です。

市社会福祉協議会等と協働し、福祉関係機関、団体等と連携を強化するとともに、地域共生社会の実現に向けた取組等の推進を図ります。

(1) 居宅で養護を受けることが困難な高齢者への支援

安心して暮らすことができる住居は生活の基盤です。今後増加が見込まれる一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の人が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を過ごせるよう、住まいの確保に係る支援等を行います。

また、経済的な理由等により居宅において養護を受けることが困難な高齢者や、介護施設の入所の対象とはならないが、独立した生活を送るには不安のある高齢者に対応するための施設があります。当該施設入所については、老人ホーム等入所判定委員会に諮り、入所の可否を判断するとともに、年に一度、入所継続の可否を判断し、措置の適正化を図ります。また、虐待を受けている高齢者を措置する場合、その受け皿としても活用します。

【主な施設】

○養護老人ホーム（篠原の里〔定員 50 名〕）

環境上の理由や経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対して、入所措置を行う施設です。

○高齢者生活支援ハウス（富の里〔定員 10 名〕）

同居の家族による援助が受けられない高齢者や介護保険施設等に入所中の市の介護保険被保険者で、要支援や非該当の認定を受け、居宅での生活が困難な高齢者に対して、入所措置を行う施設です。

○軽費老人ホーム（師吉荘〔定員 80 名〕、ケアハウス瑞梅苑〔定員 50 名〕）

介護保険施設の入所対象とならない高齢者に、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す施設です。利用者と施設の契約により入所することができます。

（２）消費者被害の防止

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を狙った詐欺事件や消費者トラブル等が、社会問題になっています。

市では消費者相談に対応する消費生活センターを設置し、相談内容によっては、センターと連携し、トラブルの解決に向けた支援を行うとともに、出前講座や広報等により、消費者トラブルを未然に防ぐための知識や情報、相談窓口の周知を行っています。

消費者被害については、センターだけでなく、民生委員・児童委員、警察、金融機関等の関係機関と連携し、対応します。

（３）交通・移動手段の確保と交通事故防止に向けた取組

本市の主要な交通手段は自家用車ですが、高齢期に運転が難しくなっても、医療機関等への通院や買い物等のための外出は欠かせません。

「糸島市地域公共交通網形成計画」に基づき、鉄道やバスの利便性向上及び自主運行バスと併せて、デマンド交通等の新たな移動手段の導入等、安全・安心な交通・移動手段の確保に努めます。

また、糸島警察署や糸島市交通安全協会と連携し、交通事故にあわないための知識習得のために、高齢者の交通安全教室を開催します。さらに、近年増加傾向にある高齢運転者による交通事故の抑止を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援します。具体的には、運転免許証の自主返納を行った 70 歳以上の高齢者に対し、バスの回数券及びＪＲ九州ＩＣ乗車券を交付する事業を実施します。

（４）災害時の要配慮者対策

災害の危険の察知や対応が困難な要配慮者に対し、「糸島市地域防災計画」に基づき、自主防災組織や福祉関係団体等と協力し、安全確保や安否確認、避難誘導等の支援を行います。

福祉避難所の設置運営については、18 法人 25 施設と協定を締結し、一般の避難所での生活において特別な配慮を要する高齢者が、日常生活に支障なく避難生活を送ることができる場の確保を行っています。更に、糸島医師会、糸島歯科医師会、糸島薬剤師会と協定を締結し、医療救護所の設置等の医療救護活動について対応できる体制を整備しています。

また、介護事業所等に対し、福岡県と連携し実地指導等において、当該事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、当該事業所等が職員及び利用者に対し、日頃から防災についての周知啓発や研修、避難訓練等

を実施することを促します。

（５）感染症対策に係る体制整備

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に備えた取組については、「糸島市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、福岡県および関係機関・団体と連携し、感染症発生時の支援・応援体制を構築します。また、感染症対策について、集団指導や実地指導等を通じて、介護事業所等へ周知啓発、研修、訓練の実施を促します。